新潟市児童福祉施設等措置費支弁に係る事務処理要領

1 目的

この要領は、児童福祉法、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱(平成 11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)の規定によるほか、児童福祉施設(母 子生活支援施設及び助産施設を除く。)及び里親(以下「施設等」という。)に対する措置費の支 弁に関する事務手続を定めることを目的とする。

2 基本的事項

措置費支弁事務は、次により行うものとする。

- (1) 措置費は、児童相談所長が各月初日に施設等に措置(委託)した児童数に基づき、当該月分を原則として毎月15日(県立施設については月末、里親にあっては翌月15日)までに、概算払の方法により支弁するものとする。
- (2) 措置費の支弁事務は、原則としてこの要領に定める様式により行うものとする。ただし、この要領によりがたい場合には、事務に支障のない範囲で適当な様式によることができるものとする。

3 精算手続

- (1) 施設長等は、概算払により支弁された措置費について、実績報告書(様式第1号)を当該年度の翌年度の4月15日までに市長に対して提出するものとする。この場合、別表1に掲げる書類を添付するものとする。
- (2) 市長は、(1)により実績報告書の提出があったときは、施設長等に対し支弁すべき額を確定し当該年度の翌年度の5月末日までに精算するものとする。

4 医療費の支弁

- (1) 受診券を使用する場合の医療費については、新潟県社会保険診療報酬支払基金等との委託契約に基づき支弁する。
- (2) 通院費等移送費, 眼鏡等については別表 2 のとおりとし, 確定額に基づいて精算払とする。

5 葬祭費の支弁

- (1) 葬祭費については、当該施設が葬祭費内訳書(様式第12号)に死亡診断書を添付して市長に提出するものとする。
- (2) 前記(1)により葬祭費内訳書の提出があったときは、市長は事務費、事業費を概算払いするとき、又は精算するときに併せて支弁するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

別表1

	費目	添付書類		提出部数
事務費	賃借費加算分保護 単価	賃借費加算分申請書	様式第16号	
	幼稚園費	幼稚園費内訳書	様式第13号	
	教育費	在学証明書	様式第 2号	
		通学費証明書	様式第 3号	
		教材費等指定証明書	様式第 4号	
		教育費(部活動費)内訳書	様式第14号	T-1- 1 40
		教育費(学習塾費)内訳書	様式第15号	正本1部
事		資格取得等特別加算費申請書	様式第17号	
事業費	学校給食費	学校給食費証明書	様式第 5号	
具	見学旅行費	見学旅行費証明書	様式第 6号	
	入進学支度金	在学証明書	様式第 2号	
	特別育成費	資格取得等特別加算費申請書	様式第17号	
	就職支度費	採用証明書	様式第 7号	
	職業補導費	通学費証明書	様式第 3号	
		在所証明書	様式第 8号	
	夏季等特別行事費	夏季等特別行事参加証明書	様式第 9号	

別表2

別表	費	<u> </u>	請求書様	添付書類	提出期限	提出部	備考
			式			数	
事業費	医療	通院等	市請求書による	通院書 (翌月の 5	正本1部	入所児童が病気にかかり、嘱 託医療が困難で、のの による治療が困難で、のの にはる治療にした。 を関へかる。 1 一変を支え、して、ないのの を費ををして、では、ないので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、のので、
費	# 4	眼鏡 (修理 費含 む。) 補装具		医師書の診師の医療を の医療を を受験を をしまする。 をしまる。 をしる。 をしる			医師が必要と認めた場合に 支弁する。 眼鏡等の品質については、必 要最小限度のものの実費を支 弁する。 この場合は、原則として納入 業者の請求によるものとし、立 替払は認めないものとする。 公費負担分について支弁す る。
		柔道整 復師施 術		検査調書 (様式第 11号) 療養費支 給申請書			

平 成 年 度

児童福祉施設措置費実績報告書

	十億		百万		千		円
△ <i>始</i>							
金額							

(金額はアラビア数字で頭部に¥をつけ訂正しないでください。)

概算交付額	A	円
精算額	В	円
差引不足分	(B-A)	Н

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

新潟市長様

₹

住所

氏名 印

在 学 証 明 書

施設名	
-----	--

児童氏名	生年月日	学年区分		在学期	間	
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
	•		年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
	•		年	月から	年	月
			年	月から	年	月
			年	月から	年	月
	• •		年	月から	年	月

上記のとおり本校に在学していることを証明します。

平成 年 月 日

学校長

通学費証明書(自転車購入費)

施設名	
-----	--

児童氏名	学年 区分	交通機関名お よび乗車区間					金					額			
	凸分	よい来単区间	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10 月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	計
合 計															

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成	年	月	日

学校長

(注) 中学校在学児童の通学に際し、その地域のほとんどすべての自転車を利用している場合又は定期券の経費よりも自転車を購入したほうが経済的である場合においては、自転車購入に必要な最低必要額(修理代を含む。)を支弁して差し支えない。

また、学校の指導により自転車通学する児童全員にヘルメット着用を義務づけている場合は、ヘルメットの購入費を合わせて支弁して差し支えない。

教材等指定証明書

施設名

学 年区 分	児童氏名	教科書等の品名・名称	数量	単価	金額
合	計				

上記のとおり教科書または教科書に準ずる正規の教材として指定したものであることを証明します。

平成 年 月 日

学校長

(注) 「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうちクラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られること。

学校給食証明書

施設名	
-----	--

旧本爪友	学年					金					額			
児童氏名	区分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10 月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	計
合 計														

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校長

(注) 学校給食費が銀行振替となっている場合、学校長証明は必要ないので振替済み証明書写しを添付すること。

見学旅行証明書

施設名	

児童氏名	学年 区分	旅行先および旅行経路	実施期日	学校所定 経 費
合 計				

上記のとおり見学旅行に参加したことを証明します。

平成 年 月 日

学校長

採用証明書

施設名			
-----	--	--	--

児童氏名	生年月日	職務内容	採用年月日	備考

上記のとおり採用することを証明します。

平成 年 月 日

所 在 地

事業所の名称

在 所 証 明 書

施設名	

児童氏名	生年月日	補導の種目	補導期間	備考

中である

上記のとおり在所 ことを証明します。

した

平成 年 月 日

所 在 地

職業補導機関名

代表者氏名 印

夏季等特別行事参加証明書

施設名				
-----	--	--	--	--

児童氏名	学年区分	行事及び場所	実施期日

上記のとおり学校の主催する夏季特別行事に参加したことを証明します。

平成 年 月 日

学校長

通院費請求内訳書

医療機関名	児童等氏名	病名	通院等月日	利用交通機関等	金額	交通機関等を利用し た理由	備考
)					

上記のとおり通院し、交通機関等を利用したことを証明します。

年 月 日

施設長名 印

(注)備考欄に受給者番号を記載すること。

様式第11号

			検査調書	
品		名		
規	格品	質		
数		量		
金		額		
納	入	者		
納	入場	所		
納	入 年 月	日		
検	査 年 月	日		
検	查 状	況		
	上記のとおり	検査	しました。	
	年	月	日	
				印
		様		

施設長が検査を行った場合は施設長の私印とする。

葬祭費内訳書

-	
施設名	

旧产效氏力	死七年月日	死七百日		葬祭費	
児童等氏名	死亡年月日	死亡原因	基準額	加算額	計

加算額の算定基礎

児童等氏名	葬祭に要した費用	左の内容		備考
汽里寺八 石	の総額	費用の項目	金額	佣石
	円		円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

幼稚園費内訳書

施設名		

児童氏名 幼稚園名	年齢	実支出額 (A)	幼稚園就園 奨励費等 (B)	支弁額 (A) - (B)	内容
合計					

- ※ 実支出額を証明する領収書、証明書等及び幼稚園就園奨励費金額を明らかにする書類 を添付すること。
- ※請求するにあたっては、幼稚園就園奨励費等が確定してから請求すること。

〈幼稚園費〉

措置児童のうち、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、 保育料、制服等の実費

〇 対象経費

幼稚園に通うために支出した経費であって、授業料、修学旅行費、学級費、PTA会費、教科書代、学用品費、通学費、制服代、給食費など

○ 対象外経費

寄付金

注) 各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合は、その就園奨励費補助 額を控除した額を支弁対象とする。

幼稚園就園奨励費以外の各自治体における独自の補助事業がある場合は、その補助額を控除した額を支弁対象とする。

教育費(部活動費)内訳書

施設名

児童氏名	学年	金額	金額の内訳等
A =1			
合計			

[※] 金額を証明する領収書等を添付すること。

1 部活動費

措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具 代、遠征費等

- 対象経費
 - 中学校における放課後の部活動に必要な道具代、遠征費等
- 対象外経費

地域におけるスポーツ活動や文化活動に対する経費

教育費(学習塾費)内訳書

施設名		

児童氏名	学年	金額	金額の内訳等
0.71			
合計			

※ 金額を証明する領収書等を添付すること。

〈部活動費〉

措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料 (月謝)、講習会費等の実費額

○ 対象経費

入会金、授業料(月謝)、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費

○ 対象外経費

- ・ 施設内で使用する学習机、いす等の物品購入費及び参考書、問題集等の図書購入 費やパソコン購入費
- ・ 家庭教師への月謝 (謝礼)、教材費、通信教育を受けるために支出した経費
- ・ ピアノ、舞踊、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などの お稽古ごとに支出した経費

年 月 日

賃借費加算分申請書

(宛先) 新潟市長

施設長氏名

印

標記について, 次のとおり申請します。

区分			内容			
施設の種類						
施設の名称						
賃借物件の所在地						
賃借契約期間	年	月	日~	年	月	日
1か月あたりの賃借料						

備考

- 1 本申請は賃貸借契約後,契約書の写し等を添付して提出すること。
- 2 施設の種類は、地域小規模児童養護施設等の別を記入すること。
- 3 同一施設が賃借による地域小規模児童養護施設等の事業を複数実施している場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。

年 月 日

資格取得等特別加算費申請書

(宛先) 新潟市長

施設長(里親)氏名

印

標記について, 次のとおり申請します。

1	施設(里親)名	
2	対象児童名	
3	希望する資格又は講座等名称	
4	資格又は講座等の実施者名	
5	本申請の対象児童への加算実績の有無	